

武蔵野市長 殿

施設等利用給付認定現況届

次のとおり、施設等利用給付認定に係る現況を届け出ます。また、武蔵野市が当該認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧することに同意します。

住所	武蔵野市			
	マンション名等			
保護者1	氏名	続柄	生年月日	電話番号
			☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成	
保護者2	氏名	続柄	生年月日	電話番号
			☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成	

認定子ども	氏名	生年月日	利用保育施設
		☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和	
		☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和	
		☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和	
		☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和	
		☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和	

（保育の必要性の事由） 該当する事由の番号を太枠内に記入してください。（1つのみ）

保護者1		1 不存在 2 就労 3 妊娠・出産 4 疾病・障害 5 介護・看護
保護者2		6 災害復旧 7 求職活動 8 就学 9 その他（ ）

（世帯の状況） 認定子ども、保護者1及び2以外で、認定子どもと生計を共にしている全員をご記入ください。

氏名	認定子どもとの続柄	生年月日	年齢	職業・保育施設・幼稚園・学校等
		☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 ☐ 令和		
		☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 ☐ 令和		
		☐ 昭和 年 月 日 ☐ 平成 ☐ 令和		

令和6年11月以降に発行された要件書類を子ども育成課へ提出しており状況が変わらない場合は、下記に☑を入れてください。その場合、要件書類の提出は不要です。なお、令和7年度の申請で提出したものは転用可能です。

保護者1

☐ 施設等利用給付認定手続き ☐ 認可保育施設利用申込 ☐ 認可保育施設現況確認

保護者2

☐ 施設等利用給付認定手続き ☐ 認可保育施設利用申込 ☐ 認可保育施設現況確認

収受印

◆添付する要件書類

要件書類は保護者全員分が必要です。下記の書類以外にも、状況により書類の提出を求める場合があります。

※施設等利用給付認定を受けていない兄弟姉妹で、新規に認定申請をされる場合は、「施設等利用給付認定申請書」による申請手続きが必要です。

保育の必要性の事由	申請書に添付する要件書類	注意事項
1 不存在 (ひとり親)	次のうち、いずれか1つ ・戸籍全部事項証明の写し※¹ ・ひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格がわかるものの写し（児童扶養手当証書等）	・左記書類のほか、下記2～9のうち該当する事由の書類が必要です。
2 就労（外勤）	・就労証明書（市様式）※ ¹	・就労の最低基準は月48時間以上（実働）と収入（自営業は事業収入）です。 ・無償のボランティアや、対価の支払いがないものは就労とみなすことはできません。収入が必要です。 ・就労証明書を就労予定で提出する場合、求職活動誓約書もご提出ください。また、就労開始後に再度、就労証明書の提出が必要です。
3 就労（自営） 経営者・役員・ 業務委託・ フリーランス等	・就労証明書（市様式）※¹ ・【自営を証明する書類】 次のうち、いずれかの写し 登記簿謄本 開業届 営業許可証 ※業務委託の場合、業務委託先が作成した就労証明書でも構いません。 ・【事業収入を証明する書類】 次のうち、いずれかの写し 前年分の確定申告書（第一表及び第二表） 売り上げのわかる書類（様式は問いません）	
4 妊娠・出産	・母子手帳（表紙及び出産予定日がわかるページ）の写し	・認定期間は出産月を挟む前後2か月の計約5か月です。（多子出産の場合は出産前4か月から出産後2か月の計7か月） ・認定期間終了後も認定を希望する場合は改めて認定申請が必要です。
5 疾病・障害	次のうち、いずれか1つ ・医師の診断書又は疾病・傷病に係る診断書（市様式）※¹ ※病名、通院頻度及び保育にあたれない旨記載のもの ・身体障害者手帳又は愛の手帳（療育手帳）の写し ・精神障害保健福祉手帳の写し	・保護者本人が疾病・障害の場合に適用されます。 ・診断書には病名・症状・保育を必要とする旨の記載が必要です。
6 介護・看護	・介護・看護状況申告書（市様式） ・次のうち、いずれか1つ ・介護・看護を要する方の診断書※¹ ・身体障害者手帳（1級～2級）又は愛の手帳（療育手帳）の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し※² ・介護保険認定結果通知書又は被保険者証の写し等※² ・タイムスケジュール表（市様式）	・同居する親族の看護・介護であることが要件です。 ・看護・介護の最低基準は月48時間以上（実働）です。
7 求職活動	・求職活動誓約書（市様式）	・認定期間は、認定開始日より90日が経過する日の属する月の月末までです。
8 就学	・在学証明書※¹又は学生証の写し※² ・授業の時間割 ・タイムスケジュール表（市様式） ・研究活動証明書（市様式）※¹ ※研究機関等で研究（無報酬）している場合のみ	・就学の最低基準は月48時間以上（実働）です。
9 災害復旧	・り災証明書等被災額を証明する書類	・地震や火災などの災害の復旧にあたっており、保育にあたれない場合。
その他	子ども育成課までご相談ください。	・明らかに保育を必要とすると認められる場合。

※¹…令和6年11月1日以降発行のもの ※²…有効期限内のもの

【育児休業中の継続利用について】

幼稚園及び預かり保育、認可外保育施設等を利用の方で、育児休業を事由に上の子の認定が認められるのは、育児休業開始以前から切れ目なく施設を利用しており、継続利用が必要な場合に限ります。（一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業は対象外です。）

認定期間は、下の子が1歳に達する日の前日までです。ただし、下の子が保育施設に入所することができない等の理由により、保護者が育児休業の期間を延長する場合には、育児休業中に限り、再度認定を受けることができます。

◆ 市様式は市のホームページからダウンロードすることができます。

https://www.city.musashino.lg.jp/shinseisho/shussan_kodomo_kyoiku/hoikuen_yochien_kodomoen/index.html

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課
TEL 0422(60)1854（直通）